

川越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照

改 正 案	現 行
<p>(職員)</p> <p>第二十九条 1 略</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とする。</p> <p>一及び二 略</p> <p>三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十五人につき一人（法第六条の三十項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>四 満四歳以上の児童 おおむね二十五人につき一人</p> <p>3 略</p> <p>(職員)</p> <p>第三十一条 1 略</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>一及び二 略</p> <p>三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね十五人につき一人（法第六条の三十項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>四 満四歳以上の児童 おおむね二十五人につき一人</p> <p>3 略</p> <p>(職員)</p> <p>第四十四条 1 略</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、一の保育所型事業所内保育事業所につき二人を下ることはできない。</p>	<p>(職員)</p> <p>第二十九条 1 略</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とする。</p> <p>一及び二 略</p> <p>三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人（法第六条の三十項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>四 満四歳以上の児童 おおむね三十人につき一人</p> <p>3 略</p> <p>(職員)</p> <p>第三十一条 1 略</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>一及び二 略</p> <p>三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人（法第六条の三十項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>四 満四歳以上の児童 おおむね三十人につき一人</p> <p>3 略</p> <p>(職員)</p> <p>第四十四条 1 略</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、一の保育所型事業所内保育事業所につき二人を下ることはできない。</p>

一及び二 略

三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね十五人につき一人（法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

四 満四歳以上の児童 おおむね二十五人につき一人

3 略

（職員）

第四十七条 1 略

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

一及び二 略

三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね十五人につき一人（法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

四 満四歳以上の児童 おおむね二十五人につき一人

3 略

一及び二 略

三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人（法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

四 満四歳以上の児童 おおむね三十人につき一人

3 略

（職員）

第四十七条 1 略

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

一及び二 略

三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人（法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

四 満四歳以上の児童 おおむね三十人につき一人

3 略